

●香川県告示第181号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1の1に規定する各類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

地域の類型	当てはめる地域
A	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、宇多津町及び多度津町（以下「高松市等」という。）の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	高松市等の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	高松市等の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 平成11年香川県告示第139号
 - (2) 平成12年香川県告示第798号